

① ガス熱量変更準備金の益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表二十五 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

熱量変更計画に関する事項	熱量変更計画の名称	1		翌期繰越額の計算	期首ガス熱量変更準備金の金額	11		
	熱量の変更に着手した日	2	平 . . (平 . .)		当期益金算入額 (10)	12		
	熱量の変更が完了する日	3	平 . .		期末ガス熱量変更準備金の金額 (11) - (12)	13		
当期益金算入額の計算	累積支出額に 係る益金算入額の 計算	累積支出額 (20)の計	4	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている ガス熱量変更準備金	差 引 (14) - (13)	当期積立額	
		$(4) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{60}$	5					当期積立額
		(4)のうち当期償却額 (21)の計	6					
		$(6) \times \frac{1}{2}$	7		計 (16) + (17)			
		累積支出額に係る益金算入額 (5)と(7)のうち多い金額	8			前期以前分		
		同上以外の場合による益金算入額	9		前期末における差額 (前期の(15))		19	
	計 (8) + (9)	10						

累積支出額等の計算

事業年度又は 連結事業年度	熱量変更費用支出額	左のうち当期償却額	前期以前償却額	未償却残高 (20) - (21) - (22)
	20	21	22	23
. .	円	円	円	円
. .				
. .				
. .				
当期分				
計				

別表十二（十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人でガス事業法第2条第1項（定義）に規定する一般ガス事業（以下「一般ガス事業」といいます。）を営むものが、平成18年改正法附則第109条第6項（ガス熱量変更準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第56条の2第3項から第8項まで若しくは第10項（ガス熱量変更準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で一般ガス事業を営むものが平成18年改正法附則第135条第6項（ガス熱量変更準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第68条の49第3項から第6項まで若しくは第9項（ガス熱量変更準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「熱量の変更に着手した日2」の欄の「(平・・・)」には、熱量の変更に着手した日から熱量の変更が完了する日（以下「熱量変更完了予定日」といいます。）までの期間が2年を超える場合に、当該熱量変更完了予定日の1年前の日を記載します。
- 3 「 $(4) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{60} \times 5$ 」の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。